

# 就業不能サポート制度

<特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】>

意向確認【ご加入前のご確認】就業不能サポート制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。  
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特徴

- 就業不能状態が不支給期間を超えて継続している場合、給付金をお支払いします。\*1
- 入院だけでなく医師の指示による自宅療養でも、お支払いします。
- 精神疾患による就業不能状態には特定精神障害給付金で、不支給期間の支出増加分には初期支援給付金で備えることができます。
- グループ共済（生保部分）・きずなと同様に、この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。

\*1 不支給期間は、就業不能給付金または特定精神障害給付金の支払対象とならない期間です。就業不能給付金のお支払いは、1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは、通算して18回を限度とします。また、就業不能給付金と特定精神障害給付金は重複して支払われません。なお、給付金をお支払いできない場合があります。詳細はパンフレットに記載されています。必ずご確認ください。



現職中のみのお取り扱いとなります

2022年度お支払実績

9件 約142万円

働けない(就業不能)状態が20日を超えて継続しているときに給付金をお支払いします！

## 精神疾患の患者数は約20年間で約2倍に増え

### 同傷病による傷病手当金の受給件数割合は約3割を占めています

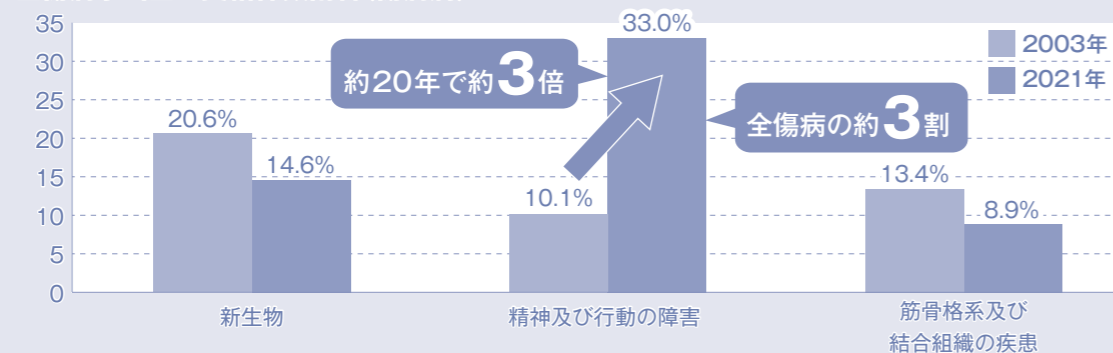
- 厚生労働省の調査によると、精神疾患患者数は約20年で約2倍に増加しており、企業・団体は、従業員・所属員等の仕事と治療の両立をサポートする必要があります
- 全国健康保険協会の調査によると、精神および行動の障害による傷病手当金の受給件数割合は、約3割と約20年間で約3倍に増加しています

■精神疾患患者数の推移(20~64歳)



※2011年は宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏および福島県を除いた数値  
出典:厚生労働省「2020年 患者調査」の20~64歳のデータに基づき当社作成

■傷病手当金の受給件数割合(傷病別)



出典:全国健康保険協会「2021年 現金給付受給者状況調査報告」

近年で増加傾向にある「精神疾患」による就業不能もサポートします！

※加入日以後に発病したものにについて保障します。



## 給付イメージ

【例】就業不能給付金+特定精神障害給付金+初期支援給付金 不支給期間 20日・基準給付金月額5万円  
事例:4月1日から就業不能状態が継続し、10月23日に職場復帰



就業不能状態該当

\*就業不能給付金のお支払いは1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは通算して18回を限度とします。就業不能給付金と特定精神障害給付金は重複して支払われません。

## 月額掛金

基本保障：主契約、特定精神障害給付特約  
オプション保障：初期支援給付特約

申込コース (基準給付金月額)	5万円コース				10万円コース			
	男性		女性		男性		女性	
	主契約+ 特定精神障害 給付特約	オプション保障 初期支援 給付特約	主契約+ 特定精神障害 給付特約	オプション保障 初期支援 給付特約	主契約+ 特定精神障害 給付特約	オプション保障 初期支援 給付特約	主契約+ 特定精神障害 給付特約	オプション保障 初期支援 給付特約
16歳~20歳	510円	88円	555円	123円	1,020円	175円	1,110円	245円
21歳~25歳	525円	85円	550円	108円	1,050円	170円	1,100円	215円
26歳~30歳	530円	85円	670円	125円	1,060円	170円	1,340円	250円
31歳~35歳	595円	98円	755円	133円	1,190円	195円	1,510円	265円
36歳~40歳	645円	100円	775円	130円	1,290円	200円	1,550円	260円
41歳~45歳	700円	108円	890円	135円	1,400円	215円	1,780円	270円
46歳~50歳	845円	128円	1,040円	155円	1,690円	255円	2,080円	310円
51歳~55歳	1,090円	163円	1,125円	173円	2,180円	325円	2,250円	345円
56歳~60歳	1,560円	243円	1,385円	208円	3,120円	485円	2,770円	415円
61歳~65歳	2,250円	403円	1,845円	308円	4,500円	805円	3,690円	615円
66歳~69歳	2,770円	548円	1,945円	348円	5,540円	1,095円	3,890円	695円
70歳	3,110円	638円	1,990円	355円	6,220円	1,275円	3,980円	710円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2024年1月1日現在 満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。  
※記載の掛金は加入者が20名以上999名以下の場合の掛金です。したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。

※就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。  
※特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。  
※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。  
※給付金の受取人は被保険者です。  
※主契約と特定精神障害給付特約はセットです。初期支援給付特約はオプション保障です。

就業不能サポート制度